

# 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画（概要版）

## 1. 計画の概要（P1）

下保谷四丁目特別緑地保全地区に関する知見を整理し現状を把握するとともに、下保谷四丁目特別緑地保全地区の目指す姿を考察し、今後の保全活用を行っていくための基本計画として策定する。

対象期間：令和4年度から概ね10年を目途として見直し、5年を目途として検証

## 2. 下保谷四丁目特別緑地保全地区の概要（P3）

母屋・蔵・離れ等の建築物と周囲の屋敷林から構成される緑地となっています。ケヤキやシラカンなどから成る高木林のほか、竹林や草地、市民へ一般開放されている野草園などがある。

下保谷四丁目特別緑地保全地区 面積：11,133.93㎡

## 3. 保全活用の基本的な考え方(P16)

屋敷林の本質的価値は、自然の営みを利用して、人々が暮らしと生業に供する環境を形成してきた点にあり、必要な手をかけながら、保全活用を行っていく。

【方針1】屋敷林を将来に継承していくため、特徴的な植生・建物を使いながら守っていきます

【方針2】市民の交流の場として、地域に開かれた空間にしていきます

【方針3】市民をはじめ、さまざまな主体と連携しながら保全活用していきます

## 4. 行動指針（P20）

【方針1に基づく行動指針】屋敷林を将来に継承していくため、特徴的な植生・建物を使いながら守っていきます

- ①植生の管理
- ②建物の管理

【方針2に基づく行動指針】市民の交流の場として、地域に開かれた空間にしていきます

- ①日常的な施設開放
- ②イベントの企画・実施

【方針3に基づく行動指針】市民をはじめ、さまざまな主体と連携しながら保全活用していきます

- ①ガイドラインの作成 ②市民ボランティアとの連携
- ③新たなプレイヤーの掘り起こし・人材育成 ④運営体制に係る検討

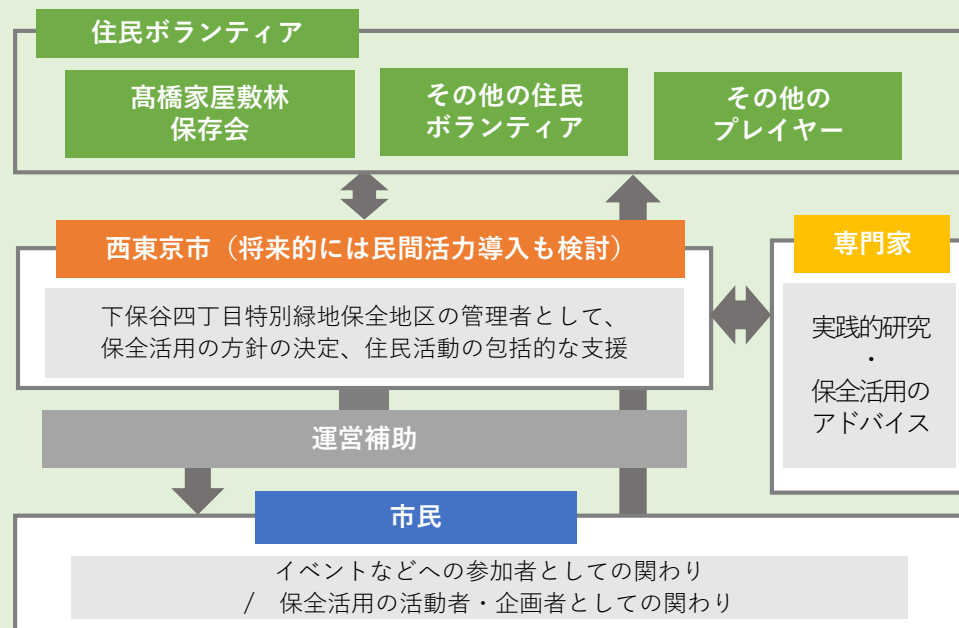
## 5. 関連する諸法令・計画との整合（P23）

- (1)建築物の保全活用に関する諸法令との整合
  - ①都市計画等との整合
  - ②文化財保護法との整合
- (2)西東京市のまちづくりと諸計画との整合

## 6. 推進体制（P25）

将来的な下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全活用体制について関わるができる機会を増やし、下保谷四丁目特別緑地保全地区のファンづくりにつなげていくとともに、新たな住民ボランティアの掘り起こしや育成、小学校や地域の事業者などその他のプレイヤーとの連携を図っていく保全活用体制の構築を目指す。

### 【当面の保全活用推進体制】



その他プレイヤー

NPO	保育園・幼稚園	小・中学校	高等教育機関	教育団体	福祉団体
近隣駐車場利用者	近隣農園利用者	芸術系団体	子育て世帯	様々な団体と連携	